

へき地における食に関する支援事業実施要綱

公益財団法人徳島県学校給食会

(目的)

第1条 へき地における食に関する支援事業は、へき地学校（へき地教育振興法「昭和29年6月1日法律第143号」第5条の2第1項の規程に基づき、県が条例で指定した1級、2級、3級のへき地学校をいう。）の特殊事情等を考慮し、へき地学校における給食物資の購入に要する経費の補助を行うことにより、学校給食の充実とその円滑な実施に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「へき地学校給食用物資」とは、へき地学校において、授業日の昼食時に、へき地学校の児童又は生徒に対し、継続的かつ計画的に行う学校給食に用いる精米、パン用物資、ミルク及び副食材等、本会が供給する学校給食用物資をいう。

(補助の対象校)

第3条 本事業の補助対象校の児童生徒のうち要保護及び準要保護生徒並びに特別支援学級児童生徒は、補助対象としない。

2 1項とは別に市町村からの助成を受けている児童生徒も補助の対象としない。(注)

(補助単価の設定)

第4条 本会は、へき地における食に関する支援事業に要する経費にかかる予算の範囲に置いて、補助単価を毎年設定し、補助対象校を有する市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）に対し、へき地における食に関する支援事業補助単価通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(補助適用の申請)

第5条 市町村教委は、この補助を受けようとする学校について、補助を受けようとする年度の前年度の2月15日までに、へき地における食に関する支援事業補助申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を本会あてに提出するものとする。

(補助の方法)

第6条 第5条の補助対象校に対する補助については、本会から市町村教委又は学校へ、へき地学校給食用物資を売り渡す場合に、当該物資の毎月の売渡額から、当該市町村教委が本会へ毎月提出するへき地給食実績報告書（様式第3号）による延べ児童生徒数に、第4条の補助単価を乗じて得た額を控除して供給する方式により行うものとする。

2 前項の控除金額は、三半期ごとに精算するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(注) 一部助成は除く。

様式第1号（第4条）

文書番号
令和 年 月 日

各市町村教育委員会教育長 殿

公益財団法人徳島県学校給食会理事長

令和〇〇年度へき地における食に関する支援事業補助単価について（通知）

標記のことについて、へき地における食に関する支援事業実施要綱第4号に基づき、下記のとおり設定しましたので通知します。

記

令和〇〇年度の補助単価（1人一食当たり）

へき地1級校	〇円
へき地2級校	〇円
へき地3級校	〇円

様式第2号（第5条関係）

文書番号
令和 年 月 日

公益財団法人徳島県学校給食会理事長殿

市町村教育委員会教育長

令和 年度へき地における食に関する支援事業補助申請書

標記事業に係る対象校は、下記のとおりとなりますので申請します。

記

学校種別	へき地級別	学 校 名	対象児童生徒数（人）	年間予定給食日数（日）	年間予定延給食児童生徒数（人）
小学校					
			計		
中学校					
			計		

（注）在学児童生徒数は、当該年度の給食を受けようとする児童生徒数を記入すること。

様式第3号（第6条関係）

文書番号
令和 年 月 日

公益財団法人徳島県学校給食会理事長殿

市町村教育委員会教育長

○月分へき地給食実績報告書

標記事業に係る給食実績について下記のとおり報告します。

記

学校種別	へき地級別	学 校 名	児童生徒数（人）	給食日数（日）	延給食児童生徒数（人）
小学校					
		計			
中学校					
		計			